

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 平成二十八年におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一
- 河川保全区域の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………二
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出……………(同)……………三
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)……………四
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)……………四
- 飼料試験結果の公表……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………五

告示

○土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)……………(東京都収用委員会)……………六

東京都告示第七百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき日野都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画道路事業三・四・二五種類及び名称 四号旭が丘南北線及び三・四・二五三号旭が丘東線
- 三 事業施行期間 平成二十七年十二月三日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 日野市旭が丘四丁目、東平山三丁目及び西平山三丁目各地内 使用の部分 日野市西平山三丁目地内

東京都告示第七百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十一月十日	稲城市大字矢野口字中島二百五十三番一、幅員一及び同番二の各一部	延長 一五・〇〇
----------------------	-------------	---------------------------------	----------

東京都告示第七百三十五号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年におけるとびうお流し刺し網漁業(東京都海面のうち伊豆諸島海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。
平成二十七年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成二十七年十二月七日から平成二十八年一月二十二日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度 六十隻

●東京都告示第七百三十六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十四条第

一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、平成二十七年十二月三日から起算し

て二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

二 指定する区域(別図のとおり)

荒川区西尾久三丁目千二百九十八番一

同 所同 番二地内

同 所同 番三地内

同 所同 番三番地内

同 所同 番二地内

同 所同 番二地内

同 所同 番二地内

同 所同 番一地内

同 所同 番二地内

同 所同 番三地内

同 所同 番四地内

同 所同 番五地内

同 所同 番五地内

同 所同 番四地内

同 所同 番四地内

同 所同 番六地内

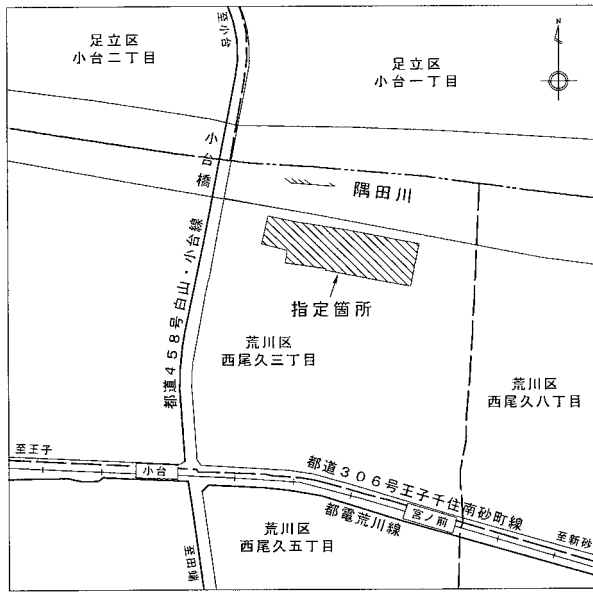
同 所同 番六地内

同 所同 番七地内

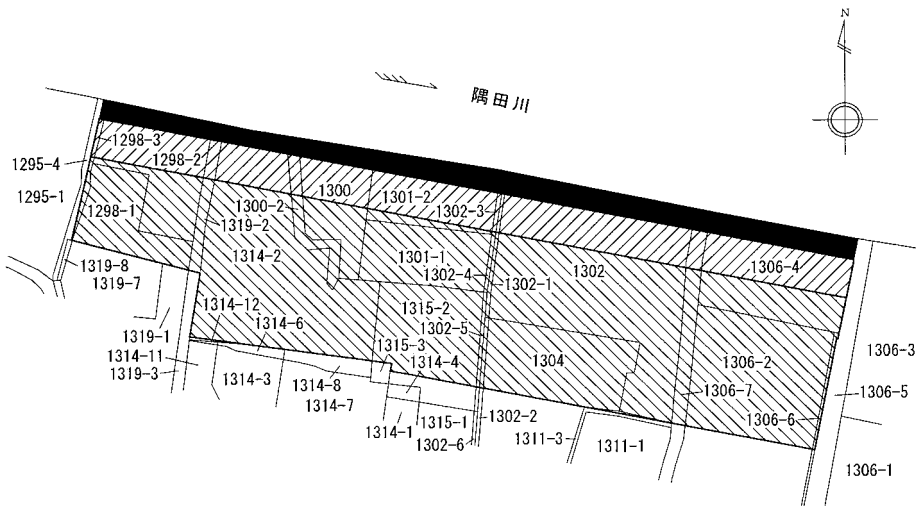
同 所千三百十一番三地内
同 所千三百十四番二地内
同 所千三百十五番二地内
同 所千三百十九番二地内

別図

荒川区西尾久三丁目地内



新河川区域
 現河川保全区域
 追加指定する河川保全区域



公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
 について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
 条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
 ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
 法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
 百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公
 告する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人アジア教育友好協会

二 代表者の氏名

谷川 洋

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南二丁目三番二十二号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変
 更の届出及び定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三
 条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出及び同法第
 四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届
 出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活
 動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規
 則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のと
 おり公告する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人沖縄・球美の里

二 代表者の氏名

向井 雪子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場二丁目十九番七号 タックイレ
ブン高田馬場七〇二号室

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届

出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二
条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる
事項に係る定款の変更の届出があつたので、同法第六十二
条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利
活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都
規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次の
とおり公告する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人子どもへのまなざし

二 代表者の氏名

中川 ひろみ

三 主たる事務所の所在地

東京都日野市東豊田四丁目十三番地の一

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八
条第一項の規定により金町六丁目駅前地区市街地再開発組
合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 氏名

鈴木 肇

二 住所

葛飾区金町六丁目十一番九号

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)八王
子高尾商業施設計画に係る環境影響評価書案及び見解書の
内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意
見を聴く会を開催する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時

平成二十八年一月十四日(木曜日)午後二時開始

二 場所

八王子市東浅川保健福祉センター 第五集会室

八王子市東浅川町五百五十一番一

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことを記載した公述申出書を平成二十七年十二月十
七日(木曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により
提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その
他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都
の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都
民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の
氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並
びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せん
により公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ
いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす
る。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携
帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項
公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一号

電話番号〇三（五三八八）三四五三（直通）

飼料試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により
取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
富士化学株式会社 西多摩郡瑞穂町	同左	原料混合肉骨粉	ポークチキンミール	平成27年9月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
コーケン株式会社 清瀬市	同左	混合飼料	スーパーコーケンBS	平成27年9月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
同上	同上	混合飼料	ネオスマターゼK	平成27年9月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
株式会社清水飼料 八王子市	同左	しゃも用配合飼料	しゃも用配合飼料	平成27年9月	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素、水銀	無

2 栄養成分に関する検査

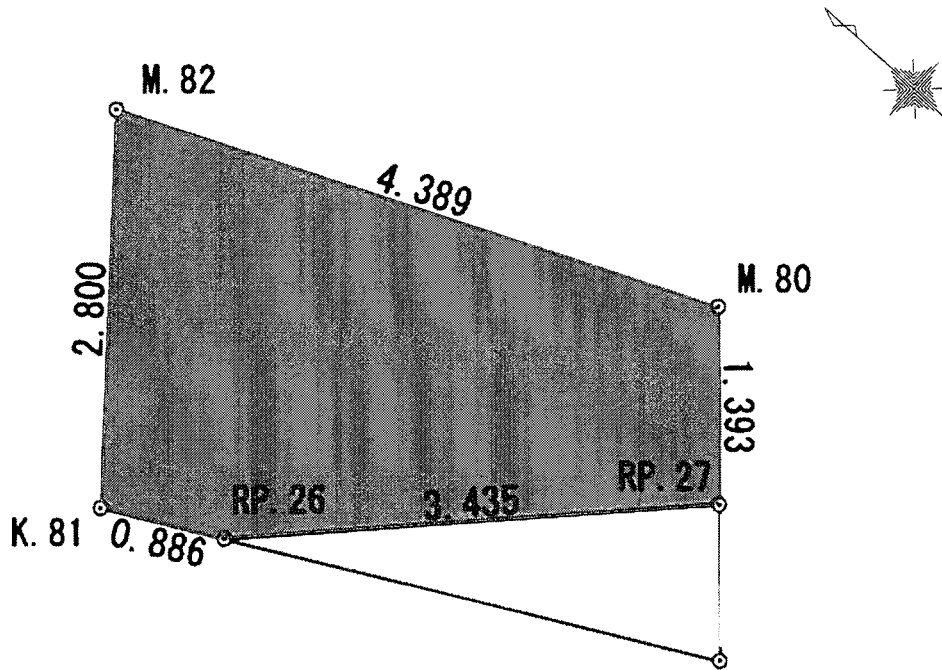
製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
富士化学株式会社 西多摩郡瑞穂町	同左	ポークチキンミール	平成27年9月	栄養成分等ー粗たん白質、粗灰分	無
株式会社清水飼料 八王子市	同左	しゃも用配合飼料	平成27年9月	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン	無

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年12月3日</p> <p>東京都収用委員会</p>	<p>会長 池田 眞 朗</p> <p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第120号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p>
<p>4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年11月20日</p>	<p>別記のとおり</p>

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考		
所 在	地 番	地 目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類	備考
東京都墨田区 東向島五丁目	23番7	宅地	11.24 m ²	11.23 m ²	9.36 m ²	櫻井 晃	東京都墨田区 墨田三丁目6番 13-705号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都墨田区東向島五丁目23番7のうち9.36平方メートル



単位：メートル

測点	標識	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
M.80	計算点	-30056.035	-815.382	4029.617844	
RP.27	計算点	-30056.985	-816.402	-1141.329996	
RP.26	計算点	-30054.637	-818.910	-2558.274840	
K.81	鈿	-30053.861	-819.338	-2125.362772	
M.82	プレート	-30052.043	-817.208	1776.610192	
				倍面積	-18.739572
				面積	9.3697860
				地積	9.36 m ²

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年12月3日</p> <p>東京都収用委員会</p>	<p>会長 池田 眞朗</p> <p>1 起業者の名称 東京都</p> <p>2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第120号線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p>
<p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成27年11月20日</p>	<p>別記のとおり</p>

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都墨田区東向島五丁目	23番15	宅地	29.08 m ²	29.09 m ²	赤尾 真	神奈川県鎌倉市御成町5番3号	櫻井 晃	東京都墨田区墨田三丁目6番13-705号	借地権	

別記

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八一)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

